

大学改革雑感



学校法人中央大学理事

高橋 守雄

一いま、各大学で盛んに大学改革が行われております。

一九九三年から始まった一八歳人口の激減がその契機であり、それに予算の削減、就職の悪化という不利な条件が重なり、大学が「冬の時代」を迎え、その存亡をかけて改革に取組んでいるといわれております。

アメリカでは、一〇年以上前の一九八〇年代初頭から同じような現象が生じ、その対策に躍起になっていたものであり、当時、遠からずわが国においても同じような現象が起きるであろうと指摘されても、大学関係者の間では、余り注目もされずに過ぎたようであります。わが国では、四年制大学として設置された後廃止になった大学は数校のみであり、当時としては、大学の廃止など全く考えられなかったことであり、いまでも大方の大学は、うちだけは大丈夫だという考えが支配しており、また、大学改革を志向しながら、社会、経済情勢の激動の時代にあって、改革の目標を定めるのが難しかったことなどが、その理由として挙げられると思います。

しかし、わが国の一八歳人口の減少は、いまから二十年以上前から判っていたことであり、アメリカの例もあるのに、いま、改革花盛りというのでは、時間がかかり過ぎており、事に臨んでの大学人の慎重さが窺われ、また、

改革の難しさが示されており。

このような大学改革の渦の中にあつて、わが中央大学は、夙に、既設学部の新学科を設置し、新たに総合政策学部を創設するなど学部改革を推進し、更に大学院の改革を目指して、総合政策研究科（総合政策専攻修士課程）の新設、法学研究科に国際企業関係法専攻修士課程、文学研究科に社会情報学専攻博士（後期）課程が増設され

す。

このようにして、大学改革の枠組みを定めた後は、その内容を充実させることにより、総合大学としての評価が更に高まるものと期待しております。

二 総合大学といつても、中央大学の根幹は法学部であり、「法科の中央」といわれたこと、法学部こそ中央大学の名声を決定してきたものであり、それは伝統的に司法試験合格者を多数輩出してきたことによるものであります。然し乍ら、その合格者は昭和二十六年から同四十五年までは一位、同四十六年から同六十三年までの間は一位と三位が各二回、それ以外の年は二位であつたものが、平成に入ってから昨年まで三位に定着してしまいました。中大法曹会は、このままでは合格者数が遠からず四、五位に落ちることが明らかであるとして、一位復帰を目指し、合格者の増加を図るべく、大学に対して強く提言してきたところであり、司法試験に関する「中大法曹」誌上の論説或いは座談会記事を読むたびに、諸先生の熱意に胸を打たれます。

この間、大学は、学校法人直属の組織として、法職講座を設け、司法試験受験者に対する講義及び答練を行ない、また、法学部改革として、カリキュラムの見直しを行い、司法特設講座として「法曹論」「司法演習」を設け、法曹会の諸先生が講師として努力されております。司法特設講座の目的の一つとして司法試験受験者の「母数」を確保するためであるということがいわれております。ここで考えなければならないことは、法学部改革のなかで、国際企業関係法学科が定員一六〇名で新設されたため、法律学科の従前の臨時定員九六〇名が八〇〇名（恒常定員八

〇〇名が六四〇名に減らされたことがあります。これを補うために、臨時定員の恒常定員化が主張されており、是非実現させたいものがありますが、そのためには、校地面積を増やさなければなりません。その具体案を早急に策定すべきであります。

手元に、法学部事務室が作成した一九九五年度司法試験合格者に対するアンケート調査がありますが、合格者中四十一名からの回答の中で、司法試験受験にあたって実力養成のうえで最も役立ったのは以下の内どれですかの問い、法職講座・法職答練と答えた人数と予備校・学研連と答えた人数とがほぼ同数であり、また、回答者の一人が、憲法一問・二問、刑法一問・二問、商法一問、刑訴一問、計六問が、法職答練で出題された問題がほとんどそのまま司法試験に出題されたと記載しているのを見て、法職講座の今後に期待を寄せたのも束の間、十月二日、論文試験の発表で、順位五位、合格者数五二名と知り、この結果は前記のように予見されたことではありますが、大変なショックでありました。

従来、理事会では、司法試験について、短答式及び論文の発表があると、報告事項として、資料が提出され、学長及び法学部選出理事から説明があり、これに対し出席理事から開陳された貴重な意見は、聞きおかれるといった形で終わっていたようであります。

しかし、事ここに至っては、理事会としても、司法試験対策を考えるための新しい機関を設けるなどして、緊急に対応するべきであると考えます。

それは、司法試験合格者を増やさなければならないという願いは、いまや、法学部だけではなく、全学部共通の認識となり、また、全ての学員の願望となっているからであります。

対策としては、①即効性のある対策、中・長期的展望に基づく対策、②優れた教員と優れた学生を集める方策――授業料の減額、奨学金の増額、推薦入試制度の活用等、③教育場所を都心に確保すること、④受験生に対する

教育機関の連繫・組織化、⑤資金の確保等々考えられると思いますが、大学関係者と学員が英知を集めれば、優れた結論に到達できると思います。

この対策が確立されない限り、中央大学の大学改革、就中、法学部改革は終わらないと考えております。

(一九九六・一〇・六記)

中大考



学校法人中央大学監事

松崎 勝一

先輩同僚の推薦により今春私は思いもかけず大学の監事の職に就くことになった。愛してやまない母校の役職を穢すこととなった上は、微力ながら報恩の心をもって母校発展のため力を尽す決意です。

就任後半歳も経たず、理事会出席も数回にすぎない現在、大学の全体像を把握し切っていないので多くを述べることはできないが大学の現状についての所感と希望を述べさせていただきます。

英吉利法律学校として発足した母校は、都心の神田錦町、駿河台をキャンパスとし文字どおりセントラル・ユニバシティとして赫々たる発展を遂げてきたが、右キャンパスが余りにも狭隘であったため約二〇年前更なる飛躍を目指し八王子の地に広大なキャンパスを求め移転したのであった。確かにこの地は校歌に唱われる「草のみどりに風薫る」麗わしく壮大な学園となった。

しかしこれらは新設の大学はとも角として、有力私大である早稲田・慶応・明治・法政・立教・上智・青学などは違った手法による決断によってなされたものであったため、その功罪は相半ばするものとなったと思われるがいかがなものであろうか。二〇年を経て、社会の激変に対応するキャンパス整備の基本が問い直されているといえよう。

他方、ソフト面における母校のキーワードは「質実剛健」である。質実剛健は修身カリキュラムとしての重要な指標であることは間違いないことであり、それは時代を超えてのものであろうが、ボーダレス国際社会の中にある大学として、今後社会有為な人材としての育成教育を施すための理念としては不適切であろう。

中央大学とはどのような教育理念をもった大学であり、何をテーマとして取り組んでいる大学なのかを、社会に対し、受験生に対し、明確に提示すべきではないかと思われる。

これなどは特別の財政支出を伴うものではないし、大学におけるシンクタンクともいべき多くの教学担当者もいることなので、私は夙に強く訴えているところである。

もとより大学は規模が大きければよいというものではないであろうが、予算規模において中央大学同様医学部をもたない早稲田大学が中央大学の二倍を示している点は驚きである。いつの間にかこのようなことになってしまったのであろうか。いわば、早稲田大学は中央大学が二つあるに等しい。

私は監事として、会計監査はもとよりのこと、大学の業務執行機関である理事の業務監査についても充分意を用い、大学の発展のために活発な執行体制の確立に努力する決意です。

(一九九六・九・三〇)

新しい研究施設の構築のために



中央大学学術研究
団体連合会委員長

山 岸 憲 司

—

私は、平成七年度の堀合委員長の後を受けて、平成八年度学研連委員長に就任させて頂きました。もとより、浅学非才にして若輩であり、伝統ある学研連の委員長を非力な私が努めることができるか心配でありました。

しかし、司法試験合格者の長期低落傾向を打破するための研究室のハード面、ソフト面での見直し、大学のキャンパス総合整備計画の中で研究室棟をどのような考え方のもとに、どこに設置すべきか、など、重要な問題をかかえる状況下、委員会での活発な議論を通じて学ばせて頂き、また、大学側の小塩常任理事、濱田理事、そして、長内法学部長、澤田総合企画室長、三宅総務部長などとの懇談を通じて勉強させて頂き、理解を深めて参りました。

幸いご指導頂いている中大法曹会から機関誌への寄稿の機会を与えられましたので、所信の一端を述べさせて頂きます。

新旧委員長の就退任披露懇談会の際にも申し上げましたが、私は、新潟県の長岡高校の出身です。

長岡高校という「米百俵」という話が必ず出てきます。

これは、戊辰戦争の戦火により焼け野原となり困窮のどん底にあった長岡藩に、支藩三根山藩から見舞の品として米百俵が届けられたときに、今日の粥にもこと欠いていた藩士達からの強い分配の要求に対し、ときの大参事小林虎三郎がこれをはねつけ、「食えないときだからこそ人材を育てるのだ」と言って、これを換金し、学校を建て教師を招聘した、というものです。

この話は、山本有三の戯曲「米百俵」により、広く知られるところとなりましたが、私共は、この話を文字通り耳が痛くなる程聞かされてきましたから、教育の大切さ、人材を育成するためには犠牲をおしまない精神の大切さは十分認識していたつもりです。

三

しかし、そんな私も、中央大学学研連の正法会研究室に入室を許され、先輩の指導により司法試験に合格し、その後、修習時代に後輩の指導にたずさわってはきたものの、その後は、自分の実力で合格したかのような顔をしていたものでした。

ところが、しばらくして、指導委員長に就くようにとの沙汰があり、それに対し本意ではない態度を示しぐずぐず言っていたのですが、「後進の指導にあたることは最大の矜持であると心得て励むように」との趣旨のお叱り半分励まし半分のお手紙を岡田会長先生より頂き、新しい指導委員会を編成しました。

辞書を引き、「矜持（きょうじ）」とは「誇り」という意味か、と確認するというような頼りない委員長ではありましたが、予想に反して、多くの後輩達が極めて積極的に指導委員会に参加し、ゼミに、答練に、合宿に、と熱心に指

導にあたってくれましたし、全国のOBから毎年寄附を頂くこともできました。また他の研究室においても同様に後進の指導に物心両面にわたって援助をおしまないOBがたくさんおられることも改めて知ることができました。

四

本格的な活動に入る前に、三名程の指導委員が連れだって、答練会場に、判例の解説を含め激励に行ってみました。代々木上原の区民会館だったと思います。

雪が降り積もった日の翌日でした。

答練会場として大学の施設を借りるにも様々な制約があり、会場を求めてあちこちの施設をジプシーのように渡り歩かなければならない現実に愕然としましたし、靴にしみ込む雪水の冷たさ以上に大学の組織というものの冷たさを感じたものでした。

「法科の中央」から「総合大学」というのは、他学部を押し上げるだけでなく法学部を押し下げることも含むのか、と冗談半分に勝手に思ったりもしたのでした。

もとより、大学には、入学試験あり、催し物ありでありますし、施設管理面での制約も多々あることは十分承知はしております。

しかし、何十年にもわたって先輩達のためざる努力によって培われてきた研究室の指導体制の中で、年間を通してスケジュールを立てて行われる答案練習会の会場の確保に学生諸君がこれ程までに苦勞しなければならぬのか、このような処遇を受けるのかということについてはいささかショックではありました。

五

もちろん、理事会および教学側の先生方、職員の皆様のご理解とご尽力により、様々な点で改善、改革が進んできたところであり、そのことに対しては十分感謝しております。

ことに、昨今は、歴代の学研連委員長、事務局長のご尽力もあり、大学の事務局との交流も意思疎通も図られてきており、本年度も澤田室長、三宅部長の他、兵頭管財部長、神宮文書課長との懇談の機会を得て、いろいろ具体的なお願いをし、できることから実現して頂いています。

しかし、まだやるべきことはたくさんあります。

学生を甘やかすという意味ではなく、例えば運動部にも、日進月歩の技術革新により、施設の面でも用具の面でもまた指導方法のあり方においても改善、改革が加えられるように、国家試験をめざし勉学に邁進する学生達に対しても、「時代状況に即応した人的物的設備」が用意されなければ競争には勝てないことは明らかです。

管理する側と管理される側の目線の違いを乗り越えて、また、他学部あるいは、学研連以外の人達との感覚の違いや温度差を相互に理解しつつも、将来の学生にとって何が大切なのか、どれがベターなのかを真剣に考え、障害を取り除き、改善、改革を訴えていく継続的な努力が必要だと思えます。

六

施設・設備の面でも、軽装備のものについては改善・修繕は速やかにお願いできても、中装備、重装備のものの改善はなかなか実現して頂けてないのが現状です。

冷房設備などは、本来、重装備扱いせずになんとか実現をお願いしたいところですが、キャンパス総合整備計画との関係もあり、先送りとなっています。

重装備の最たるものである建物施設については、キャンパス総合整備計画が固まりつつありますが、その策定においては、利用者の声を十分に汲み取ったうえで、「勉学、研究のための施設はどうあるべきか」についての要望、意見を活かすよう議論を尽くして計画し実行して頂きたいと強く願うものです。

ここで「利用者」というのは、日夜勉学に励む学生達であり、自己犠牲のもとに通ってくださる指導委員の合格者、

修習生、若手法曹達をまず指すものです。

裁判所の建物が利用者に不評ですが、これは、利用者である市民の声や弁護士の声を十分聞かずに設計施工したからであるといえるでしょう。

現在の学研連棟も、スピーカーのボリュームが一杯に上げられたエレキギターの音に悩まされたりしているのを見ると設計の基本コンセプトに疑問を持たざるを得ません。

利用者の声が反映されない建物を造ってはなりません。

そのためには、利用者の声を代弁して我々が大いに意見を言わなければなりません。

建築計画に対しては、本来、ゾーニングから、設計の基本コンセプト、利用目的、利用者の動線などからくる設計、仕様に至るまで、具体的な要望事項をぶつけるべきなのです。

役立たない、あるいは使い勝手の悪いソフトウェアは、コンピュータに無知なユーザーが、そのニーズを適確にプログラマーに伝えることができず、あるいは伝えず、そしてまた、その業界の特質、その業務の特徴を知らないプログラマーが、ユーザーニーズを十分に汲み上げることができず、あるいはそれをしないまま作ることで生まれます。

建物の設定、仕様にもそのようなことがあります。

我々も建物ができてから批判するのではなく、利用者の生の声を吸い上げ建設的な意見をどんどん言うべきであります。

「合格者による直接指導」のためには何が必要かを詰めていけば結論は出てくると思います。

もちろん、予算面での制約や敷地条件や他の施設との兼ね合いから実現できないものもあることは当然であり、理想論だけ述べても「甘い」と一蹴されることもあるでしょうが、事前に具体的な施設、設備についての要求がなされ、

それが利用者の立場から見ても合理的なものであれば、大学側も必ずや我々の要望を汲み上げて実現してくれるはずで
す。

そうでなければ、実学の大切さは認識し合ひ、一級の総合大学たらんとしている教育機関の理事者あるいは教育関係者としては、社会からの誇りを受けることは必定であるからです。

七

また、新しい時代を担う法曹を輩出し続けるためには、三和委員長や大場室長始め多くの関係者が尽力してこられた法職講座の拡充なども連動した議論の中での総合的な受験指導体制の確立に向けて各研究室が一層の努力をしなければならぬといえます。

「学研連の歴史的役割は終わった」という意見も一部にはあるようです。

しかし、私はそうは思いません。

これ程の長期間にわたって継続的に、これ程多くの法曹が、司法試験の受験指導に組織的に携わり、汗を流し、一
国の司法の担い手のうちのかんりの部分をその中から輩出し続けるという成果をあげてきたということは、比類のない
ことではないかと思えます。

この自負は維持すべきですし、伝統は受け継ぐべきです。

しかし、唯我独尊であってはならず、内外の時代環境が移り変わっているという認識も必要です。

歴史と伝統は承継しつつも、新しい時代にふさわしいシステム作りについて、広く大学側とも、中大法曹会全体と
も協力しながら過去にとらわれない自由な発想で、実現していくべき時代がきているといえます。

中大法曹会の先輩各位には、その情熱と伝統を若い世代に伝えて頂きたいと思いますが、若い世代の参加が少ない
ことが気になります。

中堅の方々や、若い方々の中にも母校の発展を祈り、後進の育成に情熱をもっている人達がたくさんおられるはずですので、新しいシステム作りの合意形成への参加をお願いしたいと思います。

キャンパス総合整備計画の中で研究室棟はどうあるべきかの議論においては、熱心な余り意見が対立することもあ
るようです。

しかし、同じように中央大学を愛し、後進の指導に情熱をもっている者同士が意見の相違から反目することになれば、それは不幸なことであり、(弁護士は、人の主張を論難することが得意であるとはいえ)非難、批判の応酬になるとすれば、それは不毛の議論であり、そうであってはならず、これからの一世紀を見据えた建設的な議論をしていくことが必要です。

「総合研究棟の建設」「都心での勉強、指導の拠点の確保」については、現在、公認会計士、税理士、弁理士、不動産鑑定士などの受験団体などの方々幅広く意見交換がなされておりますが、広く各界の理解と協力を得ながら充実した施設作りを実現していくべきです。

八

編集委員会から与えられた締め切りの九月三〇日を二日ばかり徒過したところ、本年度の論文合格者数の「五位転落」(東大一九一名、早大一二五名、京大九〇名、慶大七四名、中大五二名ということ)で、三位、四位に大きく水を空けられての五位)という衝撃的な報に接しました。

各研究室の指導委員が熱望している「都心における指導の拠点の確保」は今や焦眉の急であり、それを含めた体制の立て直し、抜本的、総合的な対策の樹立と実行が緊要です。

私共も関係各位と十分な意思疎通を図りながら活動をしていきたいと思っておりますので、皆様からのこれまで以上の忌憚ないご意見、ご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

学研連から駿河台記念館の 施設利用の要望について

中央大学学術研究団体連合会（委員長山岸憲司）（以下学研連と略称する）から、司法試験の指導体制の充実のため、駿河台記念館に早急に研究室を設置し、利用させて頂くため、学校法人中央大学理事長宛に平成九年一月一六日付で左記内容の要望書が提出された。

学研連から、同月二〇日、中央大学法曹会幹事長に対し、右要望書に基づき早急に駿河台記念館の施設利用が実現できるように支援方の要請があった。また、中央大学法曹会の大学問題委員会（委員長豊田泰介）から、同月二一日、中央大学法曹会幹事長に対し、学研連の右要望に対する支援・協力方の要請があった。

そこで、中央大学法曹会は、同月二八日付要望書をもって、学校法人中央大学理事長並びに中央大学学員会長、中央大学総長、同学長、同常任理事三名、同事務局長に対し、学研連の前記要望の早期実現方を要請した。

左記

要 望 書

一、中央大学学術研究団体連合会（以下「学研連」と略称させていただきます）傘下の各研究室は、学問の研鑽と人格の陶冶を目的とし、司法試験をはじめとする各種国家試験において、過去数十年にわたり幾多の実績を残し、私共はこれによりいささか母校の興隆に寄与、貢献してきたものと自負しております。

しかしながら、近年中央大学が司法試験における合格者数を減少させ、平成八年度には全国大学中五位の成績に

甘んずる中で学研連もまた合格者数を減らしつつあり、このことに私共は大きな危機感を抱いております。

二、私共学研連は、研究室の生命は、先輩実務家、修習生、合格者等からの法律知識、学習方法、受験技術の伝授、承継と、合格に向けた室員相互の切磋琢磨による相互啓発にあると考えております。

しかしながら、多摩移転を契機として先輩実務家と室員との接点が少なくなり、法律知識の承継の機会が減少したことに加え、多摩校舎内の学研連棟が、従来の施設に比べ規模的に縮小し、しかも在学生中心の室員構成となったことから、室員の相互啓発すら期待しにくい状況となり、研究室の生命は危殆に瀕していると言っても過言ではありません。このため本来合格適齢期と思われる卒業一ないし三年目位の室員が卒業後研究室を離れ、ますます右の状況に拍車をかける悪循環を生じています。

学研連各会では右の事態を改善すべく、若手OBが時間をやりくりして多摩校舎までゼミ指導に赴いたり、あるいはOBの経済的負担のもとに予備校の教材を導入するなど、努力を重ねてまいりましたものの、大勢を変えるには至らず、遺憾ながらこれらの努力だけでは限界を感じざるをえません。

三、大学におかれましても、学研連とは別に法職講座の充実強化を図るなど、司法試験対策に努力を重ねておられることは承知しておりますが、近い将来の司法試験合格者数増加が予想される今日、さらにより多くの学生に指導の手をさしのべるべきことは当然であり、学研連の存在意義はなお少なくないものと考えます。ことに、中央大学における司法試験在学合格者の大多数を学研連が輩出してきたことから明らかなように、学研連出身の合格者はそれ以外の合格者と比較して若年者が多く、この点は、今日の司法試験改革の方向性に照らし大きな意味を持つものと言えましよう。

四、そこで私共学研連は、研究室本来の姿を取り戻し、往年の実績回復を目指すべく、特に本年度以降すみやかに成果を挙げるため、合格に近い実力を持った、いわば即戦力とも言うべき室員に、よりふさわしい環境を提供して、

集中的な指導を実現したいと考え、その必要上駿河台記念館の一部を可及的すなやかに学研連施設として利用させていたきたいとの結論に至りました。

これにより、新入室員の加入により多摩の学研連棟から押し出される形となる卒業生の受け皿となることや、多摩への通学に困難な地域から通う室員に利便を与えることはもとより、学研連各会の室内を一堂に会することによる相互啓発と、同じ記念館内に存在する法職講座の駿河台研究室との切磋琢磨、さらには予備校の利用やOBの直接指導の便宜等大きなメリットが期待できるものと考えております。

なお、研究室の規模、条件は左記のとおりを希望いたします。

(一) 定席一〇〇ないし一二〇席を収容可能な研究室（大部屋で可）、同時に二ないし三のゼミが可能なゼミ室、管理、運営のための事務室

(二) 利用時間は法職講座駿河台研究室に準ずること

(三) 利用対象者は学研連六会のほか、多摩校舎内の学研連棟に研究室を有する諸団体をも含むこと

(四) 管理、運営のため学研連六会による管理運営委員会を設けるとともに、室員による幹事、当番に日常的な管理、運営の責任を分担させること

なお私共は多摩の新学研連棟、春日町校舎の改築を前提とした学研連施設の要望も有しておりますが、本要望はこれらの計画実現に至るまでの暫定措置として要望するものであることを申し添えます。

平成九年一月一六日

中央大学学術研究団体連合会

委員長 山岸 憲 司

学校法人中央大学

理事長 内海 英 男 殿

山本清二郎先生



元広島高等検察庁検事長

竹村照雄

元大阪高検検事長故山本清二郎先生（平成七年二月二日急逝）は、東京地検各部長、同地検次席検事、東京高検次席検事、そして次長検事として、中央の要職を歴任された。そのポストはまたそれぞれ人事を掌る枢要の地位であった。

山本先生は、そのようなお立場にあって、私たち中大出身の後輩検察官の防波堤でありまた引き立て役を果たしてくださいだったのである。

そのような山本先生の追悼文を後輩検察官たる私に書くようにとの編集者の御依頼を受けながら、一向に筆が進まなかった。私には先生から多くの御恩顧をいただきながら、そしてまた先生が私に託されようとした御志に、何程のお報いのできたのであろうかという悔恨の念深く、到底私はその任ではないという思いが強くなるばかりであったからである。しかしお引き受けした以上、私の体験した知られざるエピソードの幾つかをここで御紹介して、山本先生のお人柄はもとより、「防波堤」の役割、「引き立て役」とは具体的にどういうことであったかを記し、先生の御志を後に伝えることによって少しでも責めを果たしたいと思う。

昭和二六年四月私は三期生としての修習を終え、検事に任官した。札幌地検、水戸地検を経て東京地検に入り、二カ月後の昭和三一年六月から以後一〇年間、かの烈しい公判闘争が連続したメーデー騒擾事件の公判立会専従となつて三〇歳代のすべてをこれに投入した。

その後、私は東京地検交通部副部长、同刑事部副部长、交通部長、そして法務省入国管理局次長、奈良地検検事正、最高検検事、同総務部長、横浜地検検事正、法務総合研究所長、高松・広島高検検事長を経て停年退官し弁護士となつて現在に至っている。中央大学関係では、昭和三九年学会東京検察支部創立当初からずっと世話役を勤め、法曹会にも検察側から役員として出ていたし、昭和四五年頃から中大評議員として二期二〇年間を勤め、この間しばしば評議員選考委員、また総長選考委員を勤めた。かく長々と自己の経歴を並べたのは、以後の記述に関係するところがあるからである。お許し願いたい。

二

メーデー事件公判に加わったとき、主任検事は本学先輩の吉川正次検事（千葉地検検事正在職中死去）であったが、メーデー事件などこのような大事件には、傷がつかないように一流の大切な検事は配置にならないよと話されたことがあった。果たしてそうかわからないが、公判立会検事が次々に栄転し交代して行く中で私は、外村隆検事（中大）と共に終始このポストを変わることなく論告までの役割を果たし終えた。

この間山本先生は、東京地検特捜部長、同次席検事の河井信太郎検事と共に陰に陽に私たちを励ましてくださった。メーデー事件を終え、法務総合研究所教官を二年勤め、地検に帰るとき、時の河井次席検事から副部长でとるからと予め伝えられていた。

交通部長になつたのは、副部长を四年程勤めて昭和四六年七月であったが、それまでの東京地検時代に、中大出身

の東京地検検事が飛躍的に増加した。約半数は中大ではなかったろうか。山本地検・高検次席、河井特捜部長・同地検次席時代にその基礎が築かれたと断定してよい。これらの中から更に実力をたくわえ、やがて東京地検特捜部長をはじめ各地検の部長、次席、検事正が輩出し、検事長の出現も相次いで今日の隆盛をもたらしたのである。

三

東京地検特捜部では、つとに本学出身の水原敏博検事が名のある存在であった。都議会議長選挙をめぐる汚職事件の摘発捜査処理は有名であるが（美濃部都政誕生のきっかけになったといわれている）、この敏腕検事の存在にある時期やり過ぎるという危惧の念を抱いた検察幹部があったらしく、水原検事の特捜から外し、某地検次席検事に転出させる話があった。当時代長検事であった山本先生はこれを阻止し、その後彼は法務省の営繕課長に着任し、おそらく従来^の誰よりも、また後の誰よりも成果を發揮した筈である。その当時私は入国管理局次長であって、水原課長の活躍振りを見ていた。その彼が名古屋高検検事長を退官して証券取引等監視委員会の初代委員長に就任し、組織作りからその運営方法等に至るまで見事に構築し世の注目を浴びていることは衆知の事実である。認証官たる検事長から、地位としては下位の、大蔵大臣指揮下の一委員会の委員長に就任するについて、若干のためらいもっていた彼に対し、男児に託された使命の重さは、地位の如何にかかわらずと就任を積極的に薦めた私にとっては、今日における水原委員長の活躍振りは我が事のように嬉しく頼もしい限りである。

四

水原検事にしても私にしても、ただ中大の先輩や仲間の友情に恵まれただけではないと思う。ひろくよい上司同僚、そして部下に恵まれて運がよかったと率直に思う。しかしそれでも顧みて「防波堤」があったからこそと思うことは幾つかある。

検察も官僚組織であるから上下左右の序列が厳存する。その序列によらず抜擢があるときは波乱が起きるのも世の

常といふべきであろう。

東京地検交通部長の時であった。山本次長から電話があり、今年度の外遊（約一カ月の海外出張）で東京からは君を推薦しておいたから受けるようにとのお言葉があった（メーデー事件公判専従一〇年組で外遊していないのは私だけであった。）そして、間もなく開かれた何かのパーティの折、法務省事務次官から、今度の外遊おめでとうと言われた。まだ内示を受けておりませんがと申し上げると、次官はああそれは失礼とさきの言葉を取り消された。その年確か名古屋地検の部長がすでに指名されていると聞いていたが、私には一向に指名がない。私は、ふと東京地検幹部のところでもめているなと直感した。同期で私より先任の部長がまだ外遊していなかったからである。そして部長会議が始まる前に次席検事から、会議後お話があるからとのお電話があった。私は直感に従って、すぐ山本次長に電話をかけ、ご迷惑をおかけするので、折角の御指名を辞退したい旨申し上げた。その日部長会議の途中、次長から電話ですということ次席が席を立たれたが、会議終了後、次席から竹村部長お話することはなくなったので、と言われた。私の直感がすべてであっていたわけである。しかし、私の外遊はその後法務省入国管理局次長るとき実現し、外務省から出向しておられる局長の格別の計らいで、私は各地の在外公館から厚遇で迎えられ楽しく充実した一カ月の旅を満喫することができたのであった。

当時の入管次長は、体外的にも体內的にも諸業務の中心的存在であり、いわば実質権限が集中していた。その中で一端は拙著「一検察官の軌跡」（法学書院）で公にしたが、評判の悪い、そして何かという反対運動の標的となる入管行政の改革に積極的に取り組んだ。この次長に着任するとき、山本次長から「先輩次長の中で失敗した例である、その実情を知って特に体外的交際には心を用いるように」という御注意があった。改革には内部からの抵抗が強い。種々の案件について、どうしてこういう結論になるのかという私の質問に、担当部下の多くはすぐに先例通達を持ち出した。私は現在の内外の情勢の中で、この結論の当否につき担当課長の考えを尋ねているのであって先例通達

を聞いているのではない。式に従来の思考の旧守性を打破しようとしたのであるが、こうしたやり方は当然局内外に噂としてひろがり、山本次長のお耳にも入ったらしい。山本次長からわざわざお呼び出しがあり、役人の中には、先例通達を生甲斐にしている者が少なくないから、そういう人を大切に上手に使いなさい。との御忠告をいただいた。

五

山本次長はやがて大阪高検検事長に栄転された。すでに河井地検次席検事は水戸の検事正、横浜検事正、そして最終的には大阪高検検事長になられたが、このように有力な先輩が中枢を離れてから以降、防波堤が無くなって、まともな荒波を受けているというを感じた。もとより私たちの実力の然らしめるところで、そうだからといって不服という筋合はさらさらしない。言いたいことは、以後の中大学員検察官は、防波堤なきままに、その実力を発揮して今日に至っているということである。優秀な若手も成長し、従来あまりつけなかった本省のポストをはじめ、大地検の部長、次席、検事正にも就任しているのが実情である。その限りでは、山本先生の御志をみんなで生かしているということになるであろうか。

六

平成元年四月私は広島高検検事長を最後に定年退官して弁護士登録をした。

その際まず山本先生から言われたことは、顧問先は自らの努力と信用で得るしかない、という戒めであった。中大には旧制高校特有の連帯があるわけではない。在官中は大事にしていただいた先輩企業とて、検事長を退官したからといって顧問のお話を「具体化」してくれたところは一社もない。弁護士になって僅か数社に過ぎない大事な顧問先企業があるが、山本先生のいわれるとおりに、そのすべてが学員先輩仲間からの紹介によるものではない。

山本先生は中大の評議員会議長を経てやがて中大理事長としての重責を担われたことは各位御承知のとおりである。山本先生は、私に対し、まず中大法学部の講師になること、次いで理事に加わることをすすめられた。このおすす

めには、先生の忝い程の私への期待がこめられていた。しかし、私はそれらをすべて御辞退してしまったのである。

中大法学部の講師としては、おそらく刑事法、特に刑事訴訟法の担当があげられよう。しかし、私は検察部内で、特に法総研教官時代に検事研究としての所見をまとめたことはあるが、体外的に発表したものは極めて少なく、目立つものは、どなたかと同じく僅か二つだけである。一つは、「公訴権濫用論」(法律のひろば)で、これは刑法雑誌のある論文の「注」で、実務家の論考として注目に値する、とされただけ。あと一つは交通検察に関するもので(ジュリスト)、こんな状態で教授会の審査(賛成)を得られるべくもない。それに、私程教職側に対し、公の席で辛口発言をした者はいないと思う。

一つは、学園紛争鎮静後の評議員選考委員会の席上のことであった。教職側の代表が、学員会の常置委員経験者の評議員就任を拒否すると言われた。私は「敢然と」学園紛争時代東京地検の第一線で活動したが、各大学の中で紛争への対処の最もまずかったのは中大だったとの評判で一致していた。そういう姿勢の教職側が何を言われるのか。それならば、われらは教職側の候補者について、すべて拒否せざるを得なくなると意見を述べた。選考委員会は一時中断の後、教職側は先の意見を撤回した。

今一つは、法務総合研究所所長時代、評議員会で法学部長に対し質問したことがあった。

法総研の検事研究では、生きている事件を材料にして研究会をするが、いつも東大から教授を招いている。しかし、もっと各大学から若手の教授助教授を複数出席してもらって共同研究を進めたらどうかというのが、教官の半数を我が学員で占めている法総研における所長としての提案であった。教官は資料としては各教授等の論文によって人選するが、早稲田、慶応からはすぐ名が挙がるのに我が中大からはそれが無い。何故か。選考しようにも論文が少な過ぎるというのである。所長としての私のねらいは外れるのでこの企画は放棄したが、その実情を披露して、我が法学部の教授の論文が少ないのは、大学の行政的な事務の繁忙に追われて、学問の研究がおろそかになっているのではない

か、というのが私の質問の趣旨であった。法学部長からは毒にも薬にもならないありがたいのはぐらかし答弁であったが、情ないことに、出席していた他の評議員からよくぞ発言してくれたと激励のお手紙を何通かいただいた（自分で発言せずにおいて発言者をほめても責任を果たしたことはない。）。

同じことは総長選考委員会の席上でもやってしまった。教職側としてこの先生を総長に推薦したい、経歴はこうである。私は、学問的業績はどうかと質問した。十分近い休憩の後発表されたのは、（先の私のように）二つの論文のみ、しかし（先の私と異なり）学界では高い評価を得ている、との説明であった。私はここでも一般論とお断りして、我が中大の教授はどうして論文が少ないかについて意見を開陳した。この時も委員会を終わってからまわりの教授の委員からよくぞ言われたと激励された。変な現象である。

このような辛口発言者を法学部の現近の教授会がどう評価するのであろうか。

さらに、理事になるためには、評議員の地位を保持するのみでなく、法曹会からの推薦が必要となる。しかし、私がかねてから評議員の老化を防ぎ、若手を登用すべきであるとの持論から、出身母体の検察支部の世話役として、先輩や同僚評議員に対し、時期がきたら評議員を若手と交代していただいていた。

しからばその中で最も長期間評議員をやり、しかも退官したあとは、現役に評議員を譲るべきが当然である。私はそれを実行してしまった。折しも真法会理事長の大役をお引き受けしていた。法曹会からの推薦を得ることは更に至難であつたらう。

今盛んになった刑事判例研究会の再建時、その他の機会に、私は中大当局と間接的ながら種々交渉した経験から、私のような、時には直情経行の言動を敢えてする者には、とても、中大の体質になじまないのではないか、と思つたことも事実である。その思いは今も消えていない。

私が公の席で、今に早稲田慶応の時代が来ると警告したのは、横浜地方検事正時代、各大学出身の修習生気質を比較しての発言であり、すでに一〇数年前にさかのぼる。そして東大、早稲田に遠く引き離されて、司法試験合格者第三位を確定的なものとした平成七年十一月、私は京大、慶応の足音や息づかいまでが背後に迫っている。これに追い抜かれるかもしれないと発言したのが一昨年の十一月であった。それが昨年度には早くも現実のものとなってしまった。

今危機意識を持って学員及び「一部教職員」の間で対策が話し合われているが、時すでに遅しの感を否定し得ない。本学の名声は正しく危機に瀕している。そういう時に何をなすべきか、その方策のため心を砕き再建をはかることが山本先生に対する私ども後輩にとって唯一つの選択肢である。

先生のお導きを、心から願ってやまないというのが、先生を追悼する真情である。

(以上)

中大法学部 あるOBの感想



平成八年度 東京弁護士会会長

榊原卓郎

私は、昭和二八年中大法学部を卒業し、同三七年東京弁護士会に登録して、現在東京弁護士会の会長を務めているものです。

私が今日あるのは、中大と同窓の皆様のご理解ご支援によるものといつも心から感謝をしている次第です。

さて、このたび、中大法曹会から「中央大学及び中大法曹の現状とその改革及び将来像」についての原稿依頼がありました。その主題についてはこれまでの経験も知識も検討する資料もない私にとっては、非常に気が重く、困難な問題でした。それでも私はこの際何か書きたいとの情に駆られ、暫くの間思い悩んでいましたが、ふと、社会評論家の大宅壮一が昭和三四年頃文藝春秋社の本で中大の痛いところについて悪口を書いていたことを思い出しました。

私は早速世田谷にある大宅壮一文庫を尋ね、大宅壮一全集一四巻にある「大学の顔役」を読みました。

そこには中大が「職業教育大学」で司法試験、公認会計士試験の合格者数が日本一であることが最大の特色である。受験準備を専門的にたたきこむ純然たる職業教育を行なっている。つぎに「進取性なき性格」として、財政上可能なのに「教養学部を玉川の読売遊園地のところの候補地」に移転しなかった。さらに「教授陣は官学出身で自家製品の

占める割合はまだ低い」しかし「五百もあるという日本の大学中大アナの存在である」と書いてありました。

その後今日まで三七年間の中大の変遷は、大宅壮一の語りに対応しているようにも見えるから不思議です。

昭和五三年に多摩校舎に移転し、その後学長は勿論教授も自家製品となり純血主義が強くなり、日本一の総合大学を目指すようになりました。そのことは私もOBとして喜びかつ大学関係者に心から敬意を表します。

しかし他方で職業大学の特性も、大アナの存在も稀薄となり、中大の特色が失せてきた感じがします。

大学関係者は懸命の努力をし、プラスを伸ばし、マイナスを減じようと努力したにも拘らず、中大ピーアールの目玉である司法試験、公認会計士試験の合格者が減ずる傾向にあるとは大学改革の過渡期にあるとは云え残念です。角を矯めて牛を殺すようなことにならぬよう用心することが肝要です。

それでは、その対策としてどんな方法があるのでしょうか。私なりに考えてみました。

先ず、現実的には偏差値の高い又は将来性のある学生が必要です。そのためには、交通が不便で青年の好む都会的雰囲気無くとも入学したいという魅力ある大学であることが必要です。大学に魅力を持たせるためには、教授はマスコミ、テレビに出演し、時には国の内外の大学と交流は盛んにし、次代を呼ぶ有名学者を迎えて大いにピーアールし、世間の評判をよくすることです。

そして「法科の中大」をアピールするため「職業教育」を恥じることなく現代のプラグマチズムに基づく実学として自信を持ち、塾に学生が大金を出して多勢集まり、多数合格するのは何故かを研究して、塾に優るよう充実強化を図る必要があるでしょう。

中大の歴史と伝統を誇る夜間部を文京区などの都心に設置し、門戸を開放して社会人の入学、再入学を認めるなど社会のニーズに応えることにより大学は活性化すると思います。

いろいろ述べましたが、一番大切なことは、学生が偏差値に自縛されることなく、自己の可能性を信じ、大きな目

的にチャレンジするファイトを持つようになる大学の環境づくりを、教授をはじめ学校関係者そしてOBも一生懸命努力することだと考えています。

「司法試験合格者数を日本一にする会」をつくって箱根駅伝に負けないよう頑張って貰いたい。私も皆さんと一緒に応援したいと思っています。

大学設置基準による規制も財政の状況も知らない私が感じたことをそのまま書きましたが、至らぬ点は私の母校愛に免じて何卒ご寛容下さるようお願い申し上げます。

(平成八年九月二四日)

ポスト現職の生活と意見



公証人

杉山英巳

同じ法曹でも、弁護士は終生いわゆる現職であるが、裁判官及び検察官は、定年があり、又は定年の数年前に後進に道を譲る慣例（？）があり、現職時代に終了があることがその宿命である。私は、平成五年九月浦和家庭裁判所長を最後に判事を依願退官し、退官後、いわば「ポスト現職」の時代に入った。やや身辺雑記的で恐縮であるが、私なりの、このポスト現職の時代の生活等について、ご報告することにした。

1 公証役場

① 退官の二か月後、同年一月、東京法務局所属公証人に任命され、公証役場を多摩市に新設することを許された。当局の指導のとおり、多摩ニュータウンの中心地である京王・小田急多摩センター駅のすぐ近くに多摩公証役場を設けた（中央大学にも近い）。

公証人の制度は、一般には、意外と正確に理解されてはいない憾がある。私自身、現職の時代に公証人の制度について、殆ど知識がなかったため、そのことを責める資格は全くない。しかし、改めて、多くの人々に知って貰いたいと思うのは、一般に、公証人が非常に若々しく、意欲的にかつ公証人会の整備された自治組織の下で組

織的に活動しているということである（このことは、わが国の平均寿命の高齢化に伴い、昔と変わらない公証人の年齢層が相対的・心理的に若返っているからであろうか）。自分でも、就任後同僚の方々の活発な活動状況を知り、唯々これまでの不勉強を反省した次第である。特に、充実している東京公証人会等発行の月刊誌「会報」や日本公証人連合会機関誌年三回発行の「公証」は、もっと知られて良いと思う。

さて、改めていうのはおこがましいが、公証人は、法務大臣から任命される国家公務員であり、その職務は、公正証書の作成、定款その他の私署証書の認証及び確定日付の付与等に分かれる。いずれも、正しい証拠を作成確認して、将来の紛争を未然に防止し、仮に紛争が起きても正しい裁判に役立つようにするもので、ここに、民事的な紛争の有権的解決が国家制度の存在理由であるのと同様に、公証人の制度が国家の制度である理由がある。したがって、発病を予防する予防医学に似て、予防法学の分野といわれる所以で、あえて言えば民事的紛争の有権的予防とも言えようか。沿革的には、日本の公証制度は、西欧ラテン系諸国で裁判制度から分化して出来た制度を移入承継したものである。日本の公証人は、長年裁判官、検察官や法務局長等をした者が多く任命され、特に、東京法務局所属公証人、即ち、東京都内役場公証人の百七名は、府県単位の長である裁判所長や検事正の経験者のみといてよい。当会会員は、その中で最も高い比率にあるように思う。

② 公正証書は、契約や遺言に活用されるが、伝統的な金銭消費貸借や賃貸借契約等の外に、住宅地にある私の役場では、離婚に伴う給付等に関する契約の公正証書が増えている。事業用借地権設定や区分所有権の規約設定には公正証書による必要があるが、未だそれほど多いわけではない。他に、事実実験公正証書というのもあり、一種の実況見分調書で、銀行貸金庫の開被や特許関係で利用されている。遺言公正証書は、自筆遺言証書と違って、内容に専門家の助言を受け、無効となることが少なく、家裁の検認手続が不要となること等から、段々と利用者の裾野が広がっている。最近では、高齢者の財産管理の関連で自分の精神能力喪失に備える者、尊厳ある死を迎

えたい者に応えるため、生前効力遺言も話題となっているが、複雑微妙な問題も残る。

定款その他の私署証書の認証というのは、文書作成の真実性の証明をすることであるが、平成八年六月の公証人法等の改正で、やがて、私署証書の認証の際、文書内容の真実性について、公証人の面前で宣誓することにより、文書内容である事実の証明にも役立てる強い手段を講ずることができることとなった。その改正法の施行準備は、平成一〇年一月を目途に進んでいる由である。

公証人は、職務を行う上で、例えば、秘密遵守、嘱託拒否の禁止、近親者からの受託禁止などの多くの義務を負い、公正な職務を行うように定められ、無効な法律行為、公序良俗違反の行為、取消し得べき行為の公正証書の作成は禁止されている。公正証書原本等は、原則的には二〇年嚴重に保管される（遺言や定期借地権等の場合には更に長期となる）。この保存業務の大変さや公証人会がそのために払っている殆ど無償に近い大きな努力は、余りに知られていないことである。

③ 公証人は、公証役場の設置者で、その経営者でもあって、法律上、公証事務という公務の利用対価である手数料を嘱託人から收受する権限を付与されている。手数料は、その性格を反映して政令で算定基準と範囲が詳細に定められているが、相談料の定めはなく、したがって、公証相談は無料である。ただ、公証相談といっても、要するに相談者からすれば法律相談であるが、公証人は、当然ながら弁護士業務ができないので、公証事務と関係ない事案や紛争中の事案については、相談中に判明次第、理由を言ってそれ以上の相談を断っている。弁護士の紹介を相談されても、結果的に一方に組みすることとなるので、原則として断っている。

④ 公証相談から発展して公正証書作成に至るのが通常の過程であるが、公正証書作成にいたらないことも少なくない。しかし、相談に答え、一般的な助言をすることだけでも、相談者の法的需要を満足させているのではないかと想像している。実際、多くの人が公証相談に役場を訪れ、概ね喜んで貰っていて、ここにも、公証人が地域

に散在する意義があるように思う。公証相談は、公証人の地域奉仕の一環で、一種のボランティアといって良く、公証人のさわやかな生き甲斐の一つではあるまいか。

過日も、珍しい事例があった。若い男女が来訪して、離婚した時に備えて養育費支払いの公正証書を作ってくれないかと言う。二人はこれから結婚しようとしているのに、将来離婚した場合に女性の連れ子の養育費を支払う約束を交したというので、驚いてよく聞いてみると、親の方で、今度の結婚の前に、離婚に備えての養育費給付公正証書を作成しておくことを強く言っているというのであった。この二人は、同日に二度来訪して来た。

兩名とも素朴で真剣であったが、最初ときは、公正証書の必要性が薄く、将来結婚しかつ離婚する場合という二重の条件の曖昧さや養子にする以前の養育義務の不存在等を指摘して、再検討を求めて帰した。しかし、再度の来訪で、家庭事情も打ち明け、熱意に溢れていたため、その公正証書の問題点を更に詳しく説明した上、その熱意と公証役場に再度訪問した誠意を親に直接披瀝して結婚に賛成するように説得してはどうかと助言した。結局、兩名は、納得して、正式な囑託には至らなかったが、帰るとき「支払いはいくらですか」と言った。すると、職員の方がすかさず、「無料です」と答えたことであった。

⑤ 公証人は、地域との接触が大変重要であることも就任後に認識した。そのこともあって、強く勧誘する人の勧めに従い、平成六年六月、地域の東京多摩グリーンロータリークラブに加入した。そこには、一業種一人の会員原則により、地域の多様な職種の有力者又は企業管理者で、社会奉仕に熱心な方々が集まっていて、地域の情報を汲み取る機会を提供されるとともに、友愛の心を改めて学ぶことができた。ロータリークラブは、アメリカを発祥の地とし本部もそこにある世界的な社会奉仕の友愛団体で、日本でも、十三万人余りの会員を擁するという会員五十数名の小規模な当クラブでも、毎水曜の例会その他の会合があり、今年度クラブ理事の一員となり、かなりの負担になるけれども、今のところ、公証人の職務遂行には大きな障りはなく推移し、例会への皆勤を続け

ている。

2 学生会及び評議員会等

① 言うまでもなく、中央大学学生会は、学员相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的としていて、当中大法曹会は、その最も重要な支部の一つである。私は、当会の活動に早くから参加させていただき、昭和五六年から六〇年まで、瀧澤国雄先生及び信部高雄先生の二代の幹事長の許で裁判所側副幹事長を勤めた。その頃、本誌八号に「同窓裁判官の近況」を寄稿したが、そのなかで、「裁判所では、余り出身大学を口にしないのが普通であるが、母校を共通にする者の中で、概ねより早く互いを理解したり、親しみを持ったりする心情は、ごく自然なもので、あながち否定すべきではない。」と述べた。これは、決して、いわゆる排除の論理を言っているのではなく、むしろ、他の母校の人との和も維持しつつ、共通の母校を柔らかな結合の契機にして親睦の輪を広げようとする結合の論理を述べたに過ぎない。一つの結合は、必ずしも他の結合を排除するものではない。裁判官会員がより積極的に、オープンに当会や大学関係の活動に参加し、裁判官同志又は他の同窓法曹と懇親を広げることが期待される所以である。

② 多くの学员と同じく、私も、長く学生会の協議員となっていたが、平成七年春、先輩の松岡登公証人の後を受けて、学生会会計監事及び大学法人の評議員を仰せつかり、その会議等に参加させて貰っている。また、評議員の一員として、これも松岡登先生の後塵を拝して、中央大学基本規定（寄付行為）検討委員会に参加している。この検討委員会は、平成五年四月に理事長の直属の諮問機関として学校法人に設置されている。学長・学部長等・事務局長・理事・評議員を構成員とする大規模な会議であり、私が参加するまでにかんがりの進捗があつて、予定終期にも近付いているが、中央大学の基本規定の再検討という大事業を担当して熱心な討議が続いている。会議の性質上、論議内容の紹介は省くとして、参加して改めて考えさせられたことの一つに、評議員会の在り方があ

る。学校法人の評議員会は、諮問機関又は議決機関として必須の機関ではあるが、その在り方、つまり、位置付け、権限事項、選任方法又は員数等が各学校法人によって多種多様の由である。学校法人は、かつては民法上の財団法人であり、私立学校法による特別公益法人となっても、基本的には財団法人の構造のままで、社団法人と異なり、社員総会のような絶対的な最高機関を持たない。そこで、評議員会は、執行機関たる理事会に対する抑制機関として学校法人としての公共性及び法人設置目的を維持担保することに基本機能があるとされ、その機能に、重要人事決定機能、財政決定機能、規則制定機能その他の法人内部の重要議決機能又は諮問応答（助言）機能があるとされている。本学では、評議員会を一定重要事項についての議決機関と位置付け、高い地位を与え、員数も二百名を超えている。ただ、内外から、その員数の多さ、会議出席率や効率化機動性等に関して批判がある由である。しかし、学員から選任されることの多い評議員は、法人内部の諸問題に参画するのは当然として、同時に、その選出母胎でもある学員会の前記目的の下に母校の活力を維持応援する機能も實際上併せ持っているのではないかと思う。いわば評議員の会議外での活動を必要とする事実上の機能であるが、この点を含めて、大学の時代における他大学との競合いに打ち勝つため、大学を骨太に強化する目的からの視点も必要のように感じている。評議員会への問題指摘の一部は、学員会及び傘下各支部に対する問題指摘でもあるのかも知れないと秘かに思う。

3 中大刑事判例研究会

外に、私が参加している会合に中大刑事判例研究会がある。下村康正教授（当時）の簡潔な紹介記事（本誌第九号一三二頁）にあるとおり、同会の歴史は古く、草野豹一郎、吉田常次郎等の諸先生方の指導の下に活動を続けたといわれ、研究結果は、法学新報に連綿と登載されて来ている。ただ、昭和四〇年代中頃から大学紛争などの影響で中止していたが、昭和五九年初めころから、下村康正・八木國之・渥美東洋教授ら刑事法関係の大学関係者及び

裁判官檢察官の有志の間で再開の機運が盛り上がり、現在の駿河台記念館の前身の大学会館で同年六月に再開第一回研究発表会が催され、教授陣・実務家多数が参加した。

私は、昭和三八年ころ東京地裁判事補のとき先輩裁判官のお誘いを受け、会に加えて頂き、中断期までに三回研究結果を法学新報に載せて貰った。判事補時代の懐かしい思い出である。再開後も比較的多く出席した。千葉・浦和の家裁所長のときにはあまり出席できなかったが、退官後落ち着いてから、ときどき参加している。

研究会の構成員は、中央大学の刑事法関係教授陣、出身他大学教授、大学院博士課程の学生及び刑事法に関心を持つ実務家等であり、研究留学中の韓国裁判官檢察官も参加している。研究例会は、毎月第三土曜日の午後二時から五時まで駿河台記念館で行われ、七月と一二月には事後、懇親会が行われている。

現職の時代から会員であった外村隆先生、竹村照雄先生及び土本武司教授も、今なおときには参加して、喝を入れて下さっている。若い方々を含め、多くの実務家が参加して、研究者と実務家を結合し、相互刺激により相互に啓発する本学伝統の試みを一層盛り上げて頂きたいと願うことしきりである。

私のポスト現職の現況は、概ね以上のとおりであるが、何時までも現役でありたいものである。

(平成八年一月稿)

中央大学法曹会について



公証人

中津川

彰

母校の今年の司法試験合格者の激減には、晴天の霹靂、アッと驚いてしまった。今年は新年早々箱根駅伝で優勝、この勢いで司法試験も万年三位の汚名から、かつての栄光の座、トップに返り咲くのではないかと希望に燃えて指導してきた大学当局は勿論のこと、法職講座に参与している関係者、広くは白門関係者に与えたショックは大きく筆舌に尽くしがたいものがありました。五位に落ちたことがマスコミでも大きく取り上げられ、これほどまでに司法試験が世間から関心が持たれ、中央大学は何といっても司法試験に裏打ちされていたのだなとつくづく思わされ、今更ながら驚かされました。それは病氣知らずの者が健康を害して、初めて健康の有り難みがわかるのと同じだと思います。

確かに、国家試験の合格の多寡が大学を評価するうえで大きなウェイトを占めています。だからこそ各大学は、その生き残りをかけて、合格者を一人でも多く出したいとの願いから、指導に工夫をこらすと共に、あらゆる努力を払っているのです。勿論、我が母校、その関係者もこの努力はしてきてはいたのだが……。

私は、最高検察庁（総務部長）に勤務していた際、法曹会（中央大学法曹会のこと、以下同じ）の法職講座への検

事派遣について、当時の法曹会の幹事長や法職講座委員長からの強い要請がありましたので、現職検事を派遣し、生の事件を通して刑事法を指導すれば理解し易いのではないかと同時に学生に検事の任務、仕事を理解してもらう絶好の機会となるのではないかとすれば検察庁にとっても有り難いことであるとの考えから、検察幹部とも協議し、これに協力することにしました。さっそく法務省の兼任許可を得て検事の中から白門出身で指導に向いている者を選し、その検事の愛校心に訴え、講師として協力してもらい、今日にいたっているのです。各講師は多忙の中、週に一回は往復約三時間の道程を厭わず大学に通っているのです。これは、母校愛なくしてはやれないことで、まさにボランティアのなにもでもなく、全く頭の下がる思いです。

それにも拘らず合格者の激減はどうしてでしょうか。いわゆる丙案実施の司法試験への適切な対応の欠如の結果だと思いますが。ともかくこの激減の原因について、大学当局と法曹会とが至急協議、検討して、対処しなければ大学の未来は無いと思います。この意味で司法試験の準備に係わってきた法曹会の責任も大きいと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

ところで、私が検事任職中、できる限り法曹会に出席してきましたが、その都度、現職の判・検事の出席は私一人の時が多く、この会は弁護士が集まりかと錯覚するほどでした。このことは、私が、検察の先輩から法曹会の役員を引き継いだ十数年前から感じていたことでした。そこで法曹会への判・検事の参加策や活性化、組織強化策などについて、五年前にこの機関誌（一九九三年五月No.一四号）に書きました。この提言を今、改めて読み直しましたが、まさにこの通りだと思っています。ぜひ皆さんも、もう一度読み直してみてください。今ではこの考えに付加して、法曹会について至急検討しなければ、ならないことに気が付きました。法曹会はその誕生の時からあらゆる方面で大活躍してきましたし、会の運営は、ボランティア活動であり、今日の法曹会を築き上げた功績は誠に大きいと思いますが、右意見に付加して更に至急検討の要があると思います。

その一は、名称との関係で構成員の問題です。そもそも中央大学の法曹会と名乗る以上、その会員が今の東京中心の法曹で良いのか、問題だと思います。今の名称ですと、私でさえ、当初、誤解したくらいでしたので、一般の人には中央大学出身の全ての法曹―地域に関係なく―が属している会と錯覚するのではないのでしょうか。今更名称を変更することは難しいと思いますので、私が先に提言したように、法曹会の構成員を至急中央大学出身全ての法曹にしたらどうでしょうか。委員会役員の大きな選出母体であり、学会の運営のみならず大学当局への大きな影響を与えられる立場にあるので、名実共に広く意見を結集出来る組織にすべきで、このように改めれば法曹会の発言力はより強まると思います。

その二は、時代の進展に伴い、法曹会の重みが増しつつある今日、この役員の割り当て数―弁護士（単位弁護士会毎）、判事、検事、の各分野からの選出数、おそらく各分野の在職者数に比例して決めていると思いますが―のアンバランスを是正していただきたいことです。現在、会は弁護士選出の役員の方々の多大なご努力、犠牲によって運営されています。ですから、いまさら法曹三者平等の数等と言えた義理でもなく、また、判・検事からの役員を増やしても、果たして、そのなり手がいるか問題です。しかし、法曹三者は、それぞれの立場、考え方ないし思考過程に違いがあり、それだけに、この三者の協議から素晴らしい結果が生まれると思います。少子化に向かっている今日、若者を引きつける魅力ある大学造りをしなければならぬ今こそ、思い切った大学改革が必要です。この為には大学当局に外部から、時には内部から意見を提案する必要がある、これを積極的に出来る、いやしななければならないのは学会の中でも法曹会だと思います。時宜に即した適切な意見を積極的に行なう為には、広く法曹三者間で数においても、対等に協議する必要があるでしょう。このためには、法曹会の構成を変える必要があるのではないのかと思います。これまでの考えが悪いからというのではなく、法曹会が名実共に法曹三者から成立しているとの制度的裏付けが必要ではないでしょうか。

母校の発表に大きく寄与している法曹会の一層の充実、御活躍を祈念しています。

(平成八年二月吉日)